

議案第90号

筑西市国民健康保険条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和3年11月30日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険条例の規定は、施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。